

(別紙)

三重県と自治省のバランスシート作成手法の主な相違

	三 重 県	自 治 省
基本的前提		
対象会計範囲	普通会計	普通会計
基礎数値	決算統計データ(昭和 50 年度以降)	決算統計データ(昭和 44 年度以降)
作成する財務諸表	ストック情報としての貸借対照表とフロー情報としての収支計算書(企業会計でいうところの損益計算書)を作成	ストック情報としてのバランスシート(貸借対照表)とその詳細情報としての付属書類を作成 (平成 13 年 4 月フロー情報としての行政コスト計算書の作成基準を公表)
資産		
評価基準	取得原価主義	取得原価主義
他団体へ支出した補助金、負担金	資産として計上	計上しない
表示方法	建物・構築物等と土地に分けて表示	総務費、民生費等の行政目的別に区分して表示
減価償却	土地以外の資産について、一律 50 年の償却期間を設定し、定額法により行う。	土地以外の資産について、普通建設事業費の各区分(庁舎、道路、橋梁、河川等)ごとに耐用年数を設定し、定額法により行う。
負債		
債務負担行為	流動負債のなかの未払金として、物品の購入だけに限定して計上	固定負債のなかの科目として設定し、PFI 等による整備における、見返り財源や履行すべき額が確定した債務保証・損失保証も計上
退職給与引当金	要支給額の 20% を引当金計上	要支給額の 100% を引当金計上
資本	資本剰余金(国庫支出金等)と自己資本(一般財源等)に分けて計上	資本、持分等の名称を避け、「正味財産」の呼称を用い、国庫支出金、一般財源等に分類して表示
付属書類及び欄外注記	特に定めていない	詳細情報については適宜、付属書類で開示 ・有形固定資産明細表 ・土地明細表 ・普通建設事業費に係る補助金、負担金の状況 ・主な施設の状況 ・債務負担行為に関する情報 (履行すべき額が未確定なもの)